

新規事業採択時評価結果（平成31年度新規事業化箇所）

担当課：道路局 環境安全・防災課
担当課長名：野田 勝

事業の概要

事業名	(高規格ICアクセス道路) やましるそうごうらんどこうえんじょうよう じょうようはし 一般府道山城総合運動公園城陽線 城陽橋	事業区分	地方道	事業主体	京都府
起終点	自：京都府城陽市富野 至：京都府城陽市富野	延長	0.7km		
事業概要	一般府道山城総合運動公園城陽線は、宇治市を起点とし、城陽市の国道24号に至る道路であり、新名神高速道路の城陽ICと城陽市東部丘陵地や宇治市街地を結ぶ区間の一部を担う重要な路線である。 本事業は、企業立地の誘導等による地域振興、交通渋滞の緩和を目的に、4車線化を図るものである。				
事業の目的、必要性	本事業は、 ・幹線道路の構築による物流の効率化、企業誘致等による地域振興 ・交通容量の拡大による交通混雑の緩和 に資する事業である。				
全体事業費	約40億円	計画交通量	約16,300 台/日		
事業概要図					

関係する地方公共団体等の意見
 本地域におけるまちづくりの実現にあたっては、幹線道路ネットワークの構築が必要不可欠であるとともに、近年増加する大規模災害に備え、防災拠点へのアクセス道路を整備する必要があり、今回の事業区間の整備が求められている。

学識経験者等の第三者委員会の意見
 学識経験者等から意見聴取の結果、新規事業化は妥当であると評価されている。（H31.3.1）

事業採択の前提条件
 費用便益比：便益が費用を上回っている。
 地元自治体から整備の要望を受けており、都市計画決定（H28.5.10）が完了するなど、円滑な事業執行の環境が整っている。

事業評価結果

費用対便益	B/C	1.1	総費用 33億円 事業費：33億円 維持管理費：0.26億円	総便益 38億円 走行時間短縮便益：39億円 走行費用減少便益：-0.72億円 交通事故減少便益：-0.84億円	基準年 平成30年	
	感度分析の結果	交通量変動	B/C=1.2 (交通量 +10%)	B/C=1.1 (交通量 -10%)		
		事業費変動	B/C=1.03 (事業費 +10%)	B/C=1.3 (事業費 -10%)		
	事業期間変動	B/C=1.08 (事業期間 +20%)	B/C=1.2 (事業期間 -20%)			
事業の影響	評価項目	評価	根拠			
	自動車や歩行者への影響	渋滞対策	◎	交通容量の拡大により、渋滞緩和が見込まれる。		
		事故対策	-	注目すべき影響はない。		
		歩行空間	-	注目すべき影響はない。		
	社会全体への影響	住民生活	○	高速道路ICへのアクセス性が向上することにより、高速道路の利用が促進され、周辺道路環境の向上が見込まれる。		
		地域経済	◎	土地利用計画が進められている城陽市東部丘陵地から高速道路へのアクセス性が向上することにより、地域産業の振興が見込まれる。		
		災害	○	第二次緊急輸送道路に位置付けられており、緊急輸送道路ネットワークが強化されるとともに、広域防災拠点である山城総合運動公園へのアクセス性向上が見込まれる。		
環境		-	注目すべき影響はない。			
地域社会	○	幹線道路の構築により、地域間交流を促進し、産業・文化・社会経済活動の振興が見込まれる。				
事業実施環境	◎	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定（H28.5.10）が完了している。 地元自治体から整備の要望を受けている。 単独費により詳細設計が進められ、近接する直轄事業や新名神高速道路建設事業の事業者と調整が始められている。 				

採択の理由

事業主体である京都府が実施した評価結果に基づけば、費用便益比が1.1と便益が費用を上回っており、事業採択の前提条件が確認できる。
 また、交通渋滞の緩和、地域経済の活性化が図られるなど、当該事業の必要性、効果は高いものと判断される。
 以上により、本事業は平成31年度新規事業箇所として妥当であると考えられる。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。